

令和3事業年度

特定B型肝炎ウイルス感染者
給付金等支給関係特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 3 事業年度
事業報告書

令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務 事業報告書

1. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の概要

(1) 事業内容

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。

イ 前記アの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和3事業年度	令和2事業年度末
職員定数	13名	13名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成23年12月	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

(5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行う根拠となる法律

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
（平成23年法律第126号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 交付金の受入

令和3事業年度における交付金の予定額は

132,625,614 千円

であって、これに対する交付金決定額は

132,638,314 千円

であった。

この交付金決定額に対し収入済額は

132,638,314 千円

であって、年度内に全額が収入となった。

この予定額と収入済額との差額は、年度途中で特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の造成に必要な経費への配分の変更を行ったことによるものである。

(イ) 給付金等の支給

令和3事業年度における給付金等の予定額は

119,018,867 千円

であって、これに対する給付金等の支給決定額は

105,416,383 千円

であった。

この給付金等支給決定額に対し支出済額は

105,416,263 千円

であって、差し引き

120 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

この予定額と支出済額との差額は、特定B型肝炎ウイルス感染者等からの給付金等の請求が予定より少なかったことによるものである。

イ 資金計画の実施の結果

令和3事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	252,715,165 千円
事務費勘定	316,193 千円
計	253,031,358 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	238,159,928 千円
事務費勘定	291,526 千円
計	238,451,455 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	14,555,236 千円
------------	---------------

減少し、

事務費勘定については	24,666 千円
------------	-----------

減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支		出		収		入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
給付金等支給金	119,018,867	105,416,383	△ 13,602,483	前年度からの繰越金	134,720	106,916	△ 27,803
支給基金への繰入金	132,625,614	132,625,614	—	交付金の受入	132,625,614	132,638,314	12,700
審査支払の事務費支出	5,916	3,893	△ 2,022	支給基金からの受入金	119,948,914	105,410,789	△ 14,538,124
諸 支 出 金	1	—	△ 1	事務費勘定より受入	5,916	3,893	△ 2,022
翌年度への繰越金	1,064,767	114,038	△ 950,728	雑 収 入	1	15	14
合 計	252,715,165	238,159,928	△ 14,555,236	合 計	252,715,165	238,159,928	△ 14,555,236

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

区 分	支			出			収 入			
	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
事 務 取 扱 費	千円 231,865	千円 219,057	△ 12,807	千円 63,636	千円 60,522	△ 3,113	前年度からの繰越金	千円 242,972	千円 230,272	△ 12,700
職 員 諸 給 与	132,829	127,045	△ 5,783	交付金の受入			その他の収入	9,577	726	△ 8,850
管 理 諸 費	99,036	92,011	△ 7,024	雑収入				8	5	△ 2
事 業 費 勘 定 へ の 繰 入	5,916	3,893	△ 2,022							
そ の 他 の 支 出	9,631	3,925	△ 5,705							
翌 年 度 へ の 繰 越 金	68,781	64,650	△ 4,130							
合 計	316,193	291,526	△ 24,666	合 計	316,193	291,526	合 計	316,193	291,526	△ 24,666

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

〔事業費勘定〕

名 称	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金
目 的	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。
金 額	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金 の造成に必要な経費 132,638,314 千円

〔事務費勘定〕

名 称	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金
目 的	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。
金 額	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係 業務の事務の執行に必要な経費 230,272 千円

カ 支給基金増減計画の実施の結果

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の増減については、次表のとおりである。

令和3事業年度 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金 増減報告書

増減報告 (自令和3年4月1日～至令和4年3月31日)

前年度末 (A)	受入 (B)		支出 (C)		当年度末 (A + B - C)
	区分	額	区分	額	
千円 43,901,999		千円		千円	千円 71,117,613
	事業費から受入		事業費への繰入		
	(1) 交付金元本	132,625,614	(1) 交付金元本	105,410,000	
	(2) 利子収入	810	(2) 利子収入	810	
合 計	—	132,626,424	—	105,410,810	71,117,613

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成30事業年度から令和2事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

交付金の受入

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	収 入 済 額	収入未済額
交付金	30	59,112,517	59,148,317	59,148,317	—
	元	74,613,309	74,638,609	74,638,609	—
	2	121,867,876	121,896,176	121,896,176	—

給付金等の支給

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	支出決定額	支 出 済 額	支払未済額
給付金等	30	374,713,763	110,466,497	110,466,497	—
	元	145,557,177	130,042,219	130,042,219	—
	2	165,339,834	111,986,697	111,986,697	—

イ 資金計画の実施の結果

平成30事業年度から令和2事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

[事業費勘定]

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
30	支出	436,164,260	169,721,908	△ 266,442,351
	収入	436,164,260	169,721,908	△ 266,442,351
元	支出	221,688,274	204,772,944	△ 16,915,329
	収入	221,688,274	204,772,944	△ 16,915,329
2	支出	288,892,176	233,964,892	△ 54,927,283
	収入	288,892,176	233,964,892	△ 54,927,283

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
30	支出	334,786	298,403	△ 36,382
	収入	334,786	298,403	△ 36,382
元	支出	311,463	294,302	△ 17,160
	収入	311,463	294,302	△ 17,160
2	支出	320,646	291,407	△ 29,238
	収入	320,646	291,407	△ 29,238

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

平成 30 事業年度から令和 2 事業年度の補助金等は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年度	名 称	目 的	金 額
30	特定 B 型肝炎 ウイルス感染 者給付金等支 給業務費交付 金	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。	59,148,317
元			74,638,609
2			121,896,176

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年度	名 称	目 的	金 額
30	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の円滑な施行に資することを目的とする。	250,437
元			226,501
2			226,400

カ 支給基金増減計画の実施の結果

平成30事業年度から令和2事業年度の支給基金増減計画の実施の結果は、次表のとおりである。

(単位：千円)

年 度	前年度末 (A)	受 入 (B)	支 出 (C)	当年度末 (A + B - C)
30	140,678,297	59,115,417	110,432,900	89,360,814
元	89,360,814	74,614,027	129,990,718	33,984,123
2	33,984,123	121,868,584	111,950,708	43,901,999

4. 支払基金が対処すべき課題

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとに適正かつ能率的な実施に努める必要がある。

令和3事業年度 決算報告書

1. 令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等
支給関係特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等 支給関係特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和3事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 238,159,928 千円

であって

支出決定済額は 238,045,890 千円

であった。

したがって、収入が支出を 114,038 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 114,038 千円

であって、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第31条第1
項の規定により、

114,038 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和3事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 230,277 千円

であって

支出決定済額は 229,721 千円

であった。

したがって、収入が支出を 556 千円
超過した。

なお、この超過金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第
18条第2項の規定により、国庫へ返還することとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表 のとおりである。

令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 交付金の受入	千円 132,625,614	千円 132,638,314	千円 12,700	
(項) 交付金の受入	132,625,614	132,638,314	12,700	
(款) 支給基金からの受入金	119,948,914	105,410,789	△ 14,538,124	
(項) 支給基金からの受入金	119,948,914	105,410,789	△ 14,538,124	
(款) 事務費勘定より受入	5,916	3,893	△ 2,022	
(項) 事務費勘定より受入	5,916	3,893	△ 2,022	
(款) 雑収入	1	15	14	
(項) 雑収入	1	15	14	
(款) 前年度剰余の受入	134,720	106,916	△ 27,803	
(項) 前年度剰余の受入	134,720	106,916	△ 27,803	
合 計	252,715,165	238,159,928	△ 14,555,236	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 給付金等支給金	119,018,867	—	—	—	119,018,867	105,416,383	—	13,602,483	
(項) 給付金等支給金	119,018,867	—	—	—	119,018,867	105,416,383	—	13,602,483	
(款) 支給基金への繰入金	132,625,614	—	—	—	132,625,614	132,625,614	—	—	
(項) 支給基金への繰入金	132,625,614	—	—	—	132,625,614	132,625,614	—	—	
(款) 審査支払の事務費支出	5,916	—	—	—	5,916	3,893	—	2,022	
(項) 審査支払の事務費支出	5,916	—	—	—	5,916	3,893	—	2,022	
(款) 諸 支 出 金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 諸 支 出 金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 予 備 費	1,064,767	—	—	—	1,064,767	—	—	1,064,767	
(項) 予 備 費	1,064,767	—	—	—	1,064,767	—	—	1,064,767	
合 計	252,715,165	—	—	—	252,715,165	238,045,890	—	14,669,274	

令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 交付金の収入	千円 242,972	千円 230,272	千円 △ 12,700	
(項) 交付金の収入	242,972	230,272	△ 12,700	
(款) 雑収入	8	5	△ 2	
(項) 雑収入	8	5	△ 2	
(款) 前年度剰余の収入	1	—	△ 1	
(項) 前年度剰余の収入	1	—	△ 1	
合 計	242,981	230,277	△ 12,703	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 事務取扱費	237,061	—	—	—	237,061	225,827	—	11,233	
(項) 職員諸給与	132,491	—	—	—	132,491	127,008	—	5,482	
(項) 退職給付引当預金への繰入	7,006	—	—	—	7,006	7,005	—	0	
(項) 管理諸費	97,564	—	—	—	97,564	91,813	—	5,750	
(款) 事業費勘定への繰入	5,916	—	—	—	5,916	3,893	—	2,022	
(項) 事業費勘定への繰入	5,916	—	—	—	5,916	3,893	—	2,022	
(款) 予備費	4	—	—	—	4	—	—	4	
(項) 予備費	4	—	—	—	4	—	—	4	
合 計	242,981	—	—	—	242,981	229,721	—	13,259	

2. 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成23年厚生労働省令第146号）第13条第2項の規定による予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は588,300,000千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第32条第2項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。